

資料1 7月豪雨災害時に避難所開設した北区の小学校(市資料から)

避難所開設状況

別紙1

1-1 岡山市立小学校

学 校 名		所 在 地	災害種別毎避難場所区分				開設状況
			津波	洪水	土砂災害	地震	
1	足 守	北区足守789	○	△	○	○	
2	蛭 明	北区大井360	○	○	○	○	
3	石 井	北区寿町2-8	○	△	○	○	
4	大 野	北区大安寺南町2-8-36	○	○	○	○	
5	三 門	北区下伊福西町5-37	○	○	○	○	
6	岡山中央	北区弓之町9-27	○	○	○	○	
7	吉 備	北区庭瀬256	○	△	○	○	
8	陵 南	北区東花尻241-1	○	△	○	○	
9	伊 島	北区伊島町1-6-6	○	△	○	○	●
10	津 島	北区津島本町19-1	○	○	×	○	
11	大 元	北区大元上町9-43	○	○	○	○	
12	鹿 田	北区大供表町16-50	○	○	○	○	
13	岡 南	北区岡南町2-4-5	○	○	○	○	
14	清 輝	北区新道1	○	○	○	○	
15	牧 石	北区玉柏2108	○	×	○	○	
16	御 野	北区中井町1-6-34	○	△	○	○	
17	野 谷	北区栢谷259-1	○	○	○	○	
18	馬屋上	北区富吉2944-2	○	○	×	○	
19	横 井	北区横井上178	○	○	○	○	
20	加 茂	北区津寺517	○	△	○	○	
21	鯉 山	北区吉備津1444	○	○	○	○	
22	庄 内	北区三手336-2	○	○	○	○	
23	竹 枝	北区建部町吉田1504	○	×	×	○	
24	建 部	北区建部町富沢366	○	○	○	○	●
25	福 渡	北区建部町川口1302	○	○	○	○	●
26	中 山	北区一宮702	○	○	×	○	
27	平 津	北区檜津738-1	○	△	○	○	
28	馬屋下	北区松尾105-1	○	○	○	○	
29	桃 丘	北区芳賀5111-22	○	○	○	○	
30	五 城	北区御津新庄3055	○	○	○	○	
31	御 津	北区御津宇垣1212	○	○	○	○	●
32	御津南	北区御津野之口1616	○	○	×	○	
33	西	北区中仙道1-18-20	○	○	○	○	●
34	御 南	北区今保243-3	○	○	○	○	●

資料2 さんかく条例改定の素案(新旧対照表)

現行	素案
(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みたいまち、住みやすいまち」を創ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例でこの条例で定めるもののうち、当該各号に定めるものをいう。	(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、<u>自治組織</u>、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別、<u>性自認</u>、<u>性的指向</u>等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みたいまち、住みやすいまち」を創ることを目的とする。
★「男女共同参画」のままで、中身の男女の語句を置き換えただけ。そこにこそ丁寧な説明があるのではないか。 (2) 性の多様性・・・性別は、生物学的な男女に限らず、性自認・性的指向、、、など	
(1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。	(1) 男女共同参画 <u>性別、性自認、性的指向等にかかわらず、すべての人</u>が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。
(追加) (追加) (2) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。	(2) <u>性自認</u> 自己の性別についての認識をいう。 (3) <u>性的指向</u> どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。 (4) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。
(追加) ★男女共同参画推進の積極的措置は継続。当然必要。	(5) <u>自治組織</u> 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
(3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。	(6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

資料3 さんかく条例改正素案パブリックコメントへの市説明から抜粋

ア 課題としての認識について

男女共同参画社会の実現に向けての新たな課題として「性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別」を前文に追加

イ 定義（性自認・性的指向）について

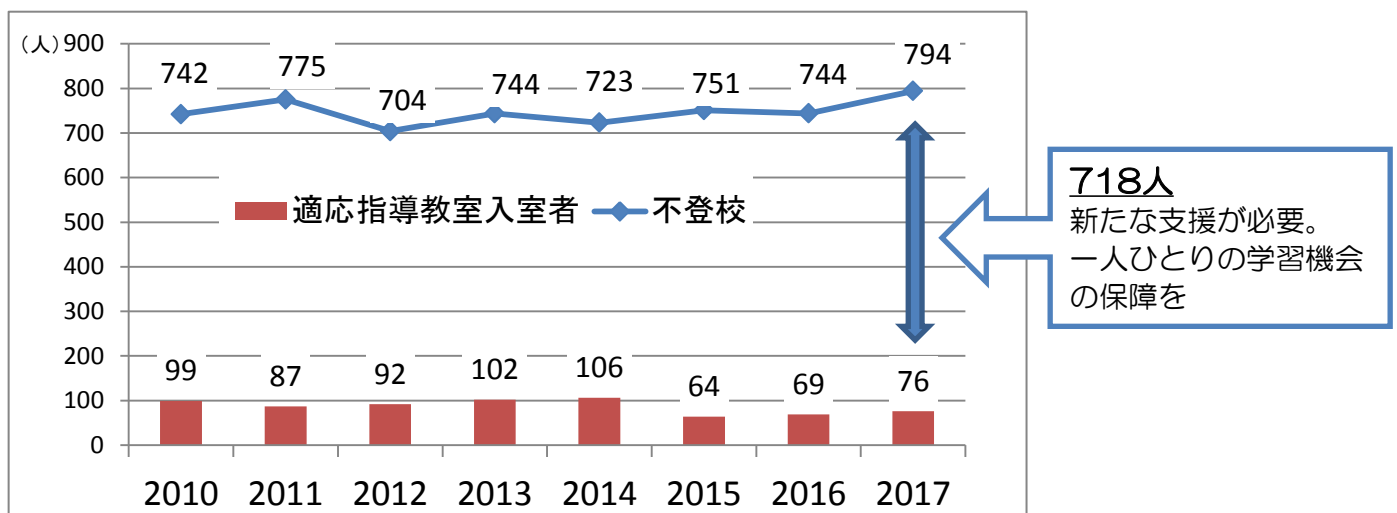
性別を構成する要素の中には性自認や性的指向等が含まれるが、ここで言う、性別は生物学的な性別を指すと考え、性自認、性的指向についてのみに定義を追加

・（定義）第2条 第2号・第3号

ウ 条文について

多様な性のあり方を尊重する視点から、「性別にかかわらず」、「男女が」という表現を見直し、「性別、性自認、性的指向等にかかわらず」、「全ての人が」等の表現を用いて改正

資料4 岡山市の小中学校の不登校と適応指導教室の人数(市資料からグラフ化)



資料5 文科省の不登校支援策の推移と岡山市条例

① 平成15年5月16日 文科省通知「不登校への対応の在り方について」から

★適応指導教室の名称変更

3(6)①「【前略】いわゆる適応指導教室については、その役割や機能に照らし、より適切な呼び方を望む声があったことから、国として標準的な呼称を用いる場合は、不登校児童生徒に対する『教育支援センター』という名称を適宜併用することとした。なお、各地域においては既に様々な親しみやすい名称を付している実態があり、そうした工夫は今後ともあってよいこと。」

② 平成28年9月14日 文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」から

★支援の視点の転換・休養の必要性

1(1)「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」

★多様な学習機会の確保

2(4)「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。【後略】」

③ 平成28年12月7日
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」から

（地方公共団体の責務）

「第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

（財政上の措置）

「第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」

★衆議院文部科学委員会における付帯決議（財政措置）

「九、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。」

④ 平成29年3月28日
文科省通知「不登校児童生徒による学校外の場での学習等に対する支援の充実について」から

★民間との連携

（１）「【前略】教育委員会においては、民間の団体等と定期的に協議を行う連携協議会を設置するほか、民間の団体等との連携による不登校に関する会の開催などの協働した取組や、公と民との連携による施設の設置・運営を行うなど、地域の実情に応じ、連携に向けた取組を段階的に推進する必要があること。」

★担当部署の明確化

（３）「【前略】民間の団体等や家庭など学校以外の場での学習等に関する支援に関する担当部署等の明確化や、【後略】」

⑤ 平成30年8月1日
東洋経済オンラインニュース「文科省が踏み切った「不登校支援」の大転換」から

「2018年7月11日、文科省は、学校復帰のみにこだわった従来の不登校対応を見直すため、「学校復帰」という文言が含まれた過去の通知をすべて見直す方針を明らかにした。



⑥ 平成30年3月20日「岡山市適応指導教室条例」

第1条 学校生活に適応できず、不登校又は不登校傾向にある児童生徒に対して、学校に復帰するための指導、支援等を行うことにより、児童生徒の自立及び学校生活への適応を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、岡山市適応指導教室を設置する。